4	令和	6年度	· 一角	安会計	歳出	第1款1項1	目 12節	委託料				
受付番号		種	番	号	連絡先	委託担当 議会局総務課席	務係	担当者名	加藤 電	話	671-3041	
					設		+	Ē	書			
1 3	委	訊	É	名	_横浜	市庁舎市会Wi	_Fi(樟	貴浜市会V	<u>Vi-Fi)</u>	設書	計・構築業	務委託
2	履	行	場	所	_横浜	市内及び事業	業者執.	務室				
3		亍期間 は期限			■期間 <u>□期限</u>			和7年3月				
4	契約	的区分			_ ■ 確	定契約				概算	契約	
5	そ	の他	特 約	事 項	なし							<u></u>
6	現	場	説	明	■ 不		日 時	→ 分	場所)
7	委	託	概	要		+ A + A *** P ***	FF V					
						<u> </u>		公				
				•) プロジェクト						
				•)スケジュール			乍業			
					作業	2 設計・構築は	および配	線・設置値	乍業			
					(1)設計・構築業績	务					
					(2)配線・設置作	業					
				•								

8 部 分 払

□ する (回以内)

■ しない

部分払の基準

					디)J	14						
業	務	内	容	履 行 予定月	娄	女	量	単 位	単	佃	i 金	È	額

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額 ※概算数量の場合は、数量及び金額を()で囲む。

委 託	代 金 額	<u>¥</u>	円
内訳	業務価格	¥	円
	消費税及び地方消費税相当額	¥	円

内 訳 書

名称	形状寸法等	数量	単位	単 価(円)	金 額(円)	摘要
プロジェクト管 理		1	式			
設計·構築		1	式			
配線・設置		1	പ്പ			
諸経費		1	式			
小計						
消費税 (10%)						
合計						

※ 概算数量の場合は、数量及び金額を() で囲む

横浜市庁舎市会Wi-Fi(横浜市会Wi-Fi)設計・構築業務委託 仕様書

1 件名

横浜市庁舎市会Wi-Fi(横浜市会Wi-Fi)設計・構築業務委託

2 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

3 履行場所

横浜市内及び事業者執務室

4 業務目的

本業務は、現在利用中の既設横浜市庁舎市会Wi-Fi(以下「横浜市会Wi-Fi」という。)の更新を目的とし、新たな横浜市会Wi-Fiの設計・構築業務ならびに配線・設置作業を実施する。

横浜市会Wi-Fiでは、横浜市会議員、ゲスト(傍聴者等)、及び市会図書室職員に対し、無線ネットワーク及び必要な有線ネットワークの提供を行う。各ユーザならびに想定利用規模は以下である。

利用者

- 1) 横浜市会議員(定数86人)
- ・無線接続端末:およそ300台程度
- ・有線接続端末(ネットワークプリンタ、複合機、ファイルサーバ等):最大30台程度
- ・用途:メール、Web会議、インターネット閲覧など
- 2) ゲスト (傍聴者等)
- ・無線接続端末:1日あたりおよそ数人~数十人程度
- ・有線接続端末:無し
- ・用途:主にインターネット閲覧
- 3) 市会図書室職員
- ・無線接続端末:数台(~5台)程度
- ・有線接続端末:無し
- ・用途:主にインターネット閲覧

その他、横浜市会Wi-Fiの詳細については、別紙1「横浜市会Wi-Fi 要件定義書」を参照すること。

5 プロジェクト遂行業務

本業務のプロジェクト遂行業務として下記の内容について実施する。

(1) プロジェクト管理業務

別紙1「横浜市会Wi-Fi要件定義書」の内容を把握し、本委託を円滑に進めるためのプロジェクト計画を行い、プロジェクト計画書を作成し、進捗管理等のプロジェクト管理を行うこと。

- ア 議会局及び関連部署、各種関連業者との調整・連携・協力
- イ 本業務のマスター工程及び詳細作業工程の作成
- ウ 会議体の提案・調整・開催・運営管理
- エ 運用開始に向けた作業項目及び課題の洗い出し、タスクリスト整理、検討の支援
- オ 各種打合せ・会議等の議事録・各業務報告書の作成
- カ 施工時の安全管理業務
- (2) スケジュール管理及び施工管理作業

スケジュール管理及び施工管理作業として以下の業務を実施する。

ア 主な関係者と横浜市会Wi-Fiにおける工事について綿密な調整を実施し、施工スケジュールを決定すること。

イ ネットワーク設計構築の工程管理を実施し、遅延なく作業を完了すること。

- 6 横浜市会Wi-Fi設計構築の内容
- (1) 横浜市会Wi-Fi設計構築業務として以下を実施する。
 - ア 横浜市会Wi-Fi要件定義書精査、基本設計書の作成
 - ※ 別途調達するアクセスポイントの機器仕様並びに別紙1を参考に、机上での無線電波シミュレーションを実施し、基準値を満たしていることを確認する。
 - ※ 要件定義書で提示された認証方式について、ユーザの利便性や運用管理の容易性、コスト等を踏まえて最適な方式を選択し、議会局担当者から承認を得ること。
 - ※運用事業者によるリモートメンテナンスを想定し、リスクとセキュリティ対策について 議会局担当者と協議を実施した上で、UTMのリモートアクセス機能および認証サーバの認 証機能を用いて安全性を考慮したセキュリティ設計(リモート接続方式の検討)を行 い、議会局担当者から承認を得ること。
 - イ 横浜市会Wi-Fi詳細設計書の作成
 - ※既設機器の設計やパラメータを参考にする場合は、更改後の機器のデフォルト値やソフトウェアバージョン、機器特性等を確認し、既存踏襲もしくは変更の意図を把握したうえで、設計書へ反映すること。利用中既設機器の機能が更改後機器で削除された場合には議会局担当者とパラメータ設定を検討すること。
 - ウ 横浜市会Wi-Fi機器構成(機器内訳書)の作成
 - エ 横浜市会Wi-Fiテスト計画書の作成
 - ※横浜市会Wi-Fi更改にあたり導入予定となる機器に対し、本番環境導入の前に必要となる システム基盤テスト(単体/機能/障害等)並びに、本番環境導入に必要なシステムテスト (疎通/障害/運用等)の検討を行った上で計画書としてまとめること。
 - オ 各機器設定値(パラメータ)の検討及び決定(幹線ネットワークとの接続含む。)

- ※横浜市会Wi-Fi更改にあたり必要となる幹線ネットワークの設定変更に関する設計、テスト等は幹線ネットワーク運用事業者の承認を得ること。幹線ネットワーク運用事業者に発生する打合せ、作業等の経費はすべて受託者が負担するものとする。
- カ 横浜市会Wi-Fi機器の構築・テスト、本番環境導入
 - ※作成した詳細設計書並びに各テスト計画書に基づき、本市が用意する横浜市会Wi-Fi更改用機器へ必要な設定を投入し、システム基盤テストを実施する。システム基盤テストの実施結果は、テストログとともに報告書として提出し、議会局担当者の承認を得ること。なお、機器の設定やテストを実施するにあたり必要な部屋、および擬似環境(検証機材、電源等)整備に必要な経費はすべて受託者が負担するものとする。
 - ※システム基盤テスト結果の承認を受け、本番環境導入作業を実施すること。本番環境導入時には、システムテスト計画書に基づいたテストを実施し、テストログとともに報告書として提出し、議会局担当者の承認を得ること。

キ 電波測定テスト

- ※システムテストには、設置後の電波測定テストを含めること。電波測定テストの内容は要件定義に基づき、電波強度、シグナルノイズ比等のテストを実施すること。
- ク 横浜市会Wi-Fi更改移行スケジュールの作成
 - ※本番環境導入にあたっては、稼働中の横浜市会Wi-Fiの全機器を取り外す必要があるため、機器の入れ替えの際にはユーザ影響を考慮して停止時間を検討すること。更改時にネットワークを停止する場合には、ユーザや関係者にあらかじめ告知・調整の必要があるため、移行スケジュールを作成し、議会局担当者の承認を得ること。
- ケ 横浜市会Wi-Fiの運用設計書の作成及び管理者向けマニュアルの作成
 - ※既存の管理者向けマニュアルに沿って、下記項目を盛り込むこと。

運用設計書:

運用管理方針、資産管理方式、システム監視方式、保守方式、ユーザ管理方式 横浜市会Wi-Fi管理者向けマニュアル:

基本操作手順(ログイン/ログアウト、停止/起動/再起動)

運用操作手順(ユーザ追加/変更/削除、Wi-Fi設定変更等)

保守対応手順(LED目視確認、正常性確認、バックアップ/リストア)

障害対応手順(障害切り分け手順、障害時ヒアリング項目)

- コ 運用監視体制の決定及び各種対応フロー図等運用に必要な資料一式の作成
 - ※横浜市会Wi-Fiを構成する機器に対する運用監視体制を決定し、実施項目ごとの各種対応フロー図を作成すること。
- サ 障害検知ルールの決定及び障害検知条件一覧表の作成
 - ※横浜市会Wi-Fiを構成する機器に対する障害検知ルールを決定し、運用監視サーバにおける障害検知条件一覧表を作成すること。

シ 運用に必要な各種台帳(機器管理台帳、運用・障害対応履歴管理台帳等)の作成 ※下記項目を盛り込んだ各種管理台帳を作成すること。

機器管理台帳:

設置場所、種別、ホスト名、型番、バージョン、IPアドレス、シリアル番号 運用・障害対応履歴管理台帳:

発生日、分類、ステータス、対応者、対応概要、対応内容(履歴)

- ス 横浜市会Wi-Fi利用者(議員、ゲスト)向けマニュアルの作成
 - ※下記項目を盛り込んだ各種管理台帳を作成すること。

横浜市会Wi-Fi利用者向けマニュアル:

初期設定手順(Windows/macOS/Android OS/iOS)

操作手順(Windows/macOS/Android OS/iOS)

- セ その他横浜市会Wi-Fi設計に必要な内容の検討実施
 - ※必要に応じて議会局担当者と協議を行い、利用者の要望への対応等を検討すること。
- ソ 運用端末の構築及び運用テスト実施
 - ※運用上必要となるソフトウェア等をセットアップすること。加えて、横浜市会Wi-Fi管理者向けマニュアルを基に、基本操作手順・運用操作手順等の運用テストを実施すること。
- タ 本市への運用引継、トレーニング支援
 - ※横浜市会Wi-Fi管理者向けマニュアルを基に、議会局担当者に対する運用操作手順のトレーニングを実施すること。
- チ 利用者に向けた横浜市会Wi-Fi利用説明支援(説明資料作成等)
 - ※既設横浜市会Wi-Fiからの変更点、および新たな利用方法に関する説明資料作成、想定される質疑応答の準備等を含む説明支援を実施すること。
- ツ 既設ネットワーク機器のデータ消去
 - ※既存機器すべてに対し、設定コマンドやシステムログ等を消去し、工場出荷時に戻す(初期化)こと。初期化の際には初期化ログの保存や、議会局担当者による立会い等、初期化されたことを確認できる体制や手順をあらかじめ決めておくこと。
- (2) 横浜市会Wi-Fi配線・設置作業として以下の業務を実施する。
 - ※横浜市会Wi-Fi構築に必要な機器(ケーブル等を除く)は本市にて別途調達する。想定機器は別紙2想定機器一覧を参照とする。設置位置は別途提供する機器想定設置場所を参照とする。
 - ア 横浜市会Wi-Fiにおける縦系統(フロア間)及び横系統(フロア内)のケーブル敷設状況の把握 ※行政棟の8階から 26 階の接続では幹線ネットワークを利用する為、接続先等について既 設横浜市会Wi-Fiと幹線ネットワークの接続点を理解した上で構築を行うこと。
 - イ アクセスポイントの設置場所に応じたケーブルの引き替え・行先振り替え作業
 - ※異なる位置への移設作業が複数箇所で発生するため、EPS室及び既存アクセスポイント設置場所(天井内・キャットウォーク内含む)を調査確認し、最適な配線ルートと設置方

法を検討すること。ケーブルの引き替え・振り替え作業を行う際、3F一部エリアは約4m以上の高所と議場内はキャットウォークでの作業となるため、調査及び作業時に必要になる機材は受託者にて準備すること。

- ウ 市庁舎への設定済機器の輸送
 - ※受託者保管場所より本市の指定する場所へ設定済み機器を輸送すること。
- エ 更改後機器へのラベル貼り付け
 - ※更改後機器に対し、機器名称等を識別できるラベルを作成し貼り付けること。ラベルは 装置の前面、背面両方に貼り付けるなどラックマウントや天井への設置時の誤認が無い ように対策すること。また、天井高3m以下に設置されたアクセスポイントは、運用中に 障害箇所の機器名称ができるだけ視認できること。
- オ 市庁舎サーバ室及び各階 EPS、執務室天井へのネットワーク機器交換・設置及び結線作業 ※サーバ室及び各階 EPS には横浜市会Wi-Fi機器用既設ラックがあり、流用する。
 - ※配線はできる限り流用し、差し替えの際にコネクタ不良等がある場合にはコネクタの取替を行うこと。
- カ 既設ネットワーク機器の取り外し、指定場所への運搬及び集積作業(市庁舎内) ※既設アクセスポイントを取り外した際、アクセスポイント取付金具やケーブル通線用の 天井貫通箇所へコーキングやパテ等の簡易的な補修作業を行うこと。

7 業務の成果

本件業務完了時に以下の内容を実現すること。

- (1) 横浜市会Wi-Fiの機器が安定して稼働し、ネットワーク利用が即時できる状態になっている。
- (2) 横浜市会Wi-Fi利用者への利用説明支援が完了している。
- (3) 本市への運用引継(トレーニング)が完了している。
- (4) 将来のネットワーク機器更新や拡張等に関する必要な検討事項を漏れなく把握し、それに対処するための 検討や計画ができている。

8 成果物

以下に定める期限までに下記成果物の納品を完了すること。 納品の際は CD-R または DVD-R 2枚 (それぞれ別メーカー品)で納品すること。

- (1) 契約決定後 14 日以内に納品するもの
 - ア プロジェクト計画書
 - イ プロジェクトマスタースケジュール
 - ウ プロジェクト実施体制図
 - エ プロジェクトスコープ
- (2) 履行期間中に納品するもの
 - ア 横浜市会Wi-Fi基本設計書 (別紙としてネットワーク構成図を含む)
 - イ 横浜市会Wi-Fi詳細設計書(各機器パラメータシート)
 - ウ 各種テスト結果報告書(システム基盤テスト、システムテスト、電波測定、運用監視等)
 - エ 運用管理ドキュメント (運用設計書、横浜市会Wi-Fi管理者向け運用マニュアル)

- オ 運用に必要な台帳類(機器管理台帳、運用・障害対応履歴管理台帳等)
- カ 横浜市会Wi-Fi監視体制図 (障害発生対応フロー)
- キ 障害検知ルール及び条件一覧表
- ク 横浜市会Wi-Fi利用者マニュアル
- ケ 横浜市会Wi-Fi機器構成(機器内訳書)
- コ 横浜市会Wi-Fi設計構築詳細スケジュール (WBS)
- サ 横浜市会Wi-Fi配線ルート図
- シ 各種会議及び打ち合わせ議事録
- ス 課題管理表
- セ 横浜市会Wi-Fi構築完了報告書
- ソ その他必要と判断された資料

9 その他

- (1) 受託者は、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- (2) 受託者は、業務を遂行するにあたっては、「委託契約約款」、「電子計算機処理等の契約に関する情報 取扱特記事項」及び「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

横浜市庁舎市会Wi-Fi(横浜市会Wi-Fi)設計·構築業務委託

別紙1 要件定義書

1. 機能要件

1//	HUSKIT		
No.	項目(大項目		要件
1	物理構成要件	機器諸元方針	機器諸元は、既存の横浜市会Wi-Fiの機器を参考にし、電源や設置条件をできる限り踏襲すること。 アクセスポイントは、以下を基本とする。 ・既存と同様に取り付けブラケットを利用した一般的な事務所向け天井露出設置可能モデル ・既存と同様の重量であること(おおよぞ1.0kg以下) もし、1.0kgを超える場合には取り付け場所(主に天井)で落下等の心配がなく安全に取り付けられることを確認すること。 ・アクセスポイントのアンテナは本体内蔵モデル ・ただし、今後の協議において、横浜市会Wi-Fiのサービスエリアで上記基本モデルでは対応できない場合には、別途適切なアクセスポイントが選択できること 仮想基盤サーバは、認証サーバや運用監視サーバといった複数サーバが適切に同時稼働できる仕様・スペックであること。 すべてのネットワーク機器は運用監視サーバにてSNMPによる死活監視ができるものであること(アクセスポイントは無線LANコントローラ経由での監視となる)。 UTM、無線LANコントローラについては、1台が故障しても継続して通信ができる日A構成が可能なこと。 レイヤ2スイッチが同一設置場所において複数台ある場合、論理的に1台となるスタック機能があること。 ネットワーク機器間の接続は、802.3ad LACPなどによるリンク冗長が可能なこと。 基本的なトポロジについては、既存の市会Wi-Fiを踏襲とする。ただし、アクセスポイントの数量変更や、UTMの冗長化などによるトポロジ変更が必要な場合には協議の上決定すること。 情報コンセントについても基本踏襲とし、もし変更による情報コンセントの移動が発生した場合には、個別案件として別途調達とする。 全体のシステム構成については「3.システム構成図」を参照のこと。 横浜市会Wi-Fiの無線利用エリアおよびアクセスポイント、PoEスイッチの想定設置場所については「4.無線エリアおよび機器想定設置場所」を参照のこと。
2	論理構成要件	外部セグメント論理要件	インターネット接続はUTMが実施するものとし、UTMによりインターネット(非セキュア)および内部ネットワーク(セキュア)が分離されること。 UTMでは、ファイアウォール機能のほか、アンチウイルス機能、IPS(侵入防御)機能など外部セキュリティ脅威防御や内部からの情報漏洩等を防ぐ各機能を持つこと。 必要に応じてDMZを設定できること※設計構築工程移行で協議の上、決定すること セグメントは会派および用途別にVLANで分離されること。 同じ会派や用途で無線LANと有線LANが存在する場合のVLAN設計は設計構築工程以降で協議の上決定すること。 アクセスポイント 1 台当たりが対応するSSID数はアクセスポイントの通信特性を鑑み、できるだけ少なくすること。 市会Wi-Fiの無線接続端末へはDHCPサーバによるIPアドレス割り当てを実施すること。 市会Wi-Fiの有線LAN端末へは固定IPアドレスまたは、DHCPサーバによるIPアドレス割り当てのどちらも実施できること。 ユーザセグメントとは別に管理セグメントを設けて、ネットワーク機器やネットワーク管理・運用を実施すること。 DHCPサーバ機能はUTMが担うこと。

別紙1 要件定義書

1. 機能要件

No.	項目(大項目 / 小項目)	要件
3	無線LAN要件	市会Wi-Fiの利用エリアは市庁舎の3階、5階、6階、7階、8階(一部)とする。なお、詳細なエリアおよび想定アクセスポイント設置場所については本書「4. 無線エリアおよび機器想定設置場所」を参照のこと。 無線エリアの電波品質要件は以下とする(目安として床上0.8m~1.5m程度の場所で計測した場合) RSSI: -70dBm以上、SNR20dBm以上 無線LANの周波数帯は5Ghz帯を使うこととする。 無線LANの周波数帯は5Ghz帯を使うこととする。 無線LANの規格は802.11ac/802.11axを必須とし、その他の規格については別途協議の上決定すること。 アクセスポイントから送出される電波強度は無線LANコントローラで自動で制御され、必要に応じて手動で固定強度に設定できるものとする。 横浜市会Wi-Fiを利用する以下の想定端未数に対応できること。 - 横浜市会議員用:およそ300台 - ゲスト用:1日当たり数台〜数十台程度 - その他(職員および運用管理業者):およそ5台 DFSが発生した際にはそのログが取得できること。 認証サーバとの802.1X通信ができること。 市会Wi-Fiクライアントが移動した際のアクセスポイント切替はL2レベルで実施されること。
4	配線・結線要件	・作成した物理構成図のとおり機器の設置および結線を行うこと。なお、実際の配線ルートの結果を反映した配線ルート図を作成し、横浜市担当者の承認を得ること。 ・各ネットワーク機器間の接続は、既設配線の流用を基本とするが、既設機器設置位置から新設機器設置へ移設が必要になる場合、UTPケーブルの振り替え及び最適な EPSよりカテゴリ6のUTPケーブル(エコタイプ)で引き替え作業を行うこと。その際、成端作業及びLANケーブル性能試験機による導通試験は設計構築受託者にて実施する こと。 ・一部エリアは天井高が約5m程度あるため、高所での作業を実施する必要がある。高所作業に必要な工具・機材は設計構築受託者にて準備すること。 ・配線はカテゴリ6のUTPケーブル(エコタイプ)を使用し、1Gbpsの帯域を確保するものとする。
5	アクセスポイント配置・設置要件	・アクセスポイントは、各階EPSから天井裏を経由した配線ルートとなる。アクセスポイントからEPSまでのルートはできるだけ短い距離になるよう、最適なEPSを起点として選択すること。なお、議会棟8階にはEPSが無いため、7階EPSからの配線となる。また、既存と同様に基本的には取り付けブラケットを利用した天井への露出設置を基本とするが、議場については議場天井裏のキャットウォーク内に、指向性タイプの外部アンテナを利用した設置ができること。 ・既設アクセスポイントに落下防止措置が施してある箇所は、新設アクセスポイントへ交換した際、同様の方法で落下防止措置を施すこと。尚、各既設アクセスポイントの設置方法に関する事前確認調査の際には、委託者と業務に支障のない日程で調整を行い、調査にかかる費用は受託者にて負担すること。 ・一部エリアは天井高が約5m程度あるため、高所での作業を実施する必要がある。高所作業に必要な工具・機材は設計構築受託者にて準備すること。 ・アクセスポイントが移設・増設となる場合は、既設アクセスポイント設置箇所に残された天井パネル貫通跡はコーキング材等を使用し、補修を行うこと。

別紙1 要件定義書

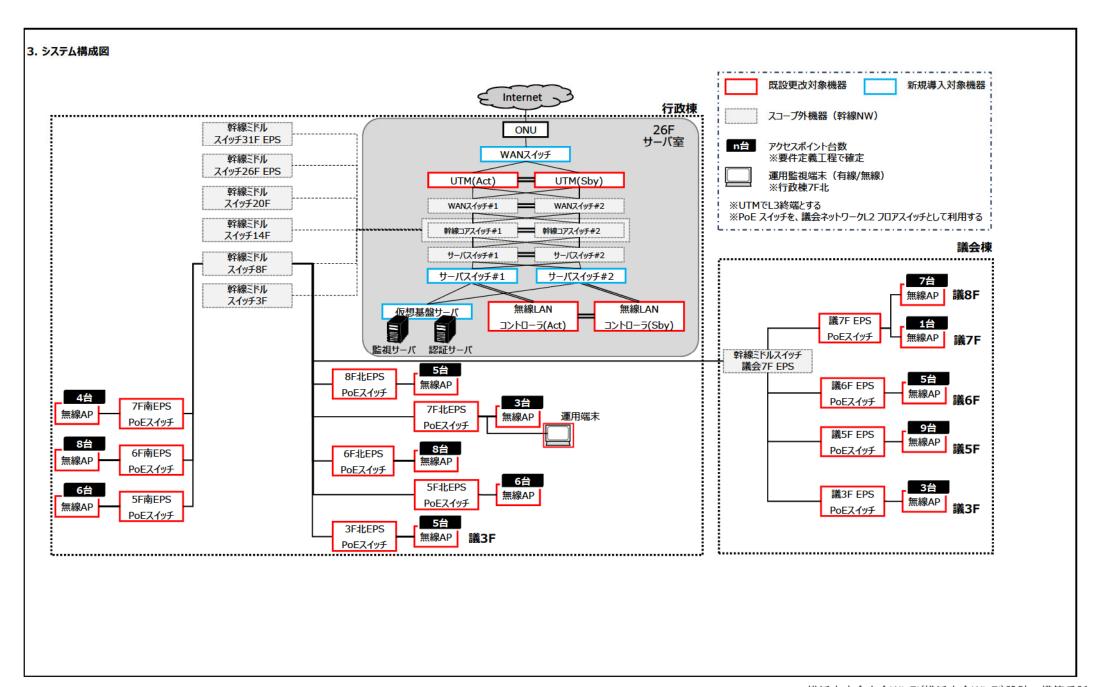
2. 非機能要件

No.	京·成龍安什 項目(大項目 / 小項目)		ご要件
1	可用性要件	接続性	利用者のパソコンやタブレット端末、スマートフォンや、複合機等の機器が横浜市会Wi-Fiに接続され、インターネットへ接続ができること。
		運用時間	横浜市会Wi-Fiの各ネットワーク機器は、庁舎の停電時間や計画停止を除き、24時間365日稼動すること。
		継続性	機器やネットワークの単一障害の場合には、自動で切替(〜数分以内)が実行され、ユーザ影響を最小限に抑える設計を行うこと。
		可用性	横浜市会Wi-Fiの機器では以下のように可用性を達成できること ・UTM/WLC(無線LANコントローラ): HA構成によるActive-Standby方式による機器冗長構成 ・L2スイッチ:同一EPSに複数台のL2スイッチが設置される場合にはスタック構成による機器冗長構成 ・ネットワーク機器間: リンクアグリゲーションによるリンク冗長構成 ただし、アクセスポイント~PoEスイッチ間についてはシングル構成となるため、障害時には該当アクセスポイントが停止となる。そのため、室内(市会議員執務室、委員会室等)では、単一の無線アクセスポイント障害時に、近接する他のアクセスポイントにより可能な限り電波が補完されるよう設計すること。
2	性能・拡張性要件	性能性	有線のLAN回線は1000Base-T規格に対応し、最大帯域1Gbpsであること。 無線アクセスポイントが提供する無線LANの伝送規格は、5GHz帯の通信に対応したIEEE802.11ac/axであること。 無線アクセスポイントが送出する無線のチャネル幅は20MHz(ボンディング無し)とすること。 想定される無線LANの想定実行速度はおよそ280Mbpsとする(802.11ax 20Mhz 4×4ダウンストリーム RU-242 伝送効率50%の場合)
		リソース拡張性	アクセスポイントの追加が発生し、必要な電力がPoEスイッチで不足した場合には電源を追加、もしくはPoEスイッチをスタック構成で追加できること。
3	運用·保守性要件	通常時運用	仮想基盤上に監視サーバを構築し、ネットワーク機器の常時監視を行うこと。 障害を検知した場合は横浜市担当者が指定する宛先への通知を行うこと。 市会Wi-Fi利用者のアカウント追加、削除、利用停止について、システム管理者向けの操作マニュアルを作成し、横浜市担当者の承認を得ること。
		障害時運用	監視サーバからの通知、または利用者からの申告に基づき、一次切り分けおよび復旧対応ができるよう、システム管理者向けの操作マニュアルを作成し、横浜市担当者の承認を得ること。
4	移行要件	システム移行方式	システム移行の際、サーバ室や各階EPSにおける機器設置場所を多く必要とし、論理構成の複雑化を伴う並行稼働方式ではなく、一括で移行すること。 移行にあたり、現行機器の撤去や更改機器の設置については、原則として利用者に影響が出ない期間に実施すること。 具体的には、土日祝日や閉庁時、閉会中等を想定しているが、利用者に影響が出る期間での作業が必要となった場合は、横浜市担当者および幹線ネットワークの所管等の 関係各所と必要に応じて調整を行うこと。
		移行内容	システム移行にあたり、以下の資料・ファイル等を作成し、横浜市担当者の承認を得ること。 - 利用者向けの横浜市会Wi-Fi移行手順書(接続マニュアル) - クライアント証明書(認証方式としてEAP-TLS方式を採用する場合) 横浜市担当者が利用者に対して移行の説明を行う際、必要に応じて情報提供等の移行支援を行うこと。 横浜市会Wi-Fi構築後から契約終了日までの間、運用支援を行うこと。 横浜市担当者の指示に基づき、運用引継ぎを行うこと。

2. 非機能要件

No	項目(大項目	目 / 小項目)	ご要件					
5	セキュリティ要件	機密性	正規の利用者以外の者が一般利用者権限や管理者権限を利用し不正に機密情報の取得などができないような措置を講ずること。 実在するユーザアカウントの情報が漏えいし、不正利用が確認された際は、速やかに当該ユーザアカウントの利用停止を行えること。 立ち入り可能な箇所に設置されている情報コンセントについては、鍵付きのBOXやカバー等を用いて不正利用が行えない環境とすること。					
		認証	既存システムの認証方式(PSK+Web認証)と比較し、一定のセキュリティレベルを保ちつつ、利用者の利便性を向上させること。 認証方式については、原則として以下の方式を採用すること。 なお、以下の方式に対応していない機器については、別途SSIDを発行して利用させることする。その際に採用する認証方式については、設計構築フェーズにおいて横浜市担当者と協議の上決定することとする。					
			【市会議員向け認証方式】 ・RADIUSサーバを用いて、以下いずれかの認証方式を実装すること。 - EAP-TLS方式により、クライアントに証明書をインストールすることで都度認証操作を不要とすること。 - EAP-PEAP方式により、クライアントに認証情報(ID/PW)を記憶させることで都度入力操作を不要とすること。					
			【ゲスト向け認証方式】 ・RADIUSサーバを用いて、以下の認証方式を実装すること。 ・EAP-PEAP方式により、クライアントに認証情報(ID/PW)を入力させること。 ゲスト用ユーザには有効期限を設け、定期的に認証情報を変更すること。 ※要件に合致する場合、RADIUSサーバのゲストアカウント機能の利用を可能とする。					
		ファーム方針(その他)	安定稼働するファームを導入すること。 基本的には最新版であるが、他システムとの組み合わせにおいて最適な版数を採用すること。 採用中のファームに脆弱性対処の必要が生じた場合、速やかに対処すること。					

別紙1要件定義書

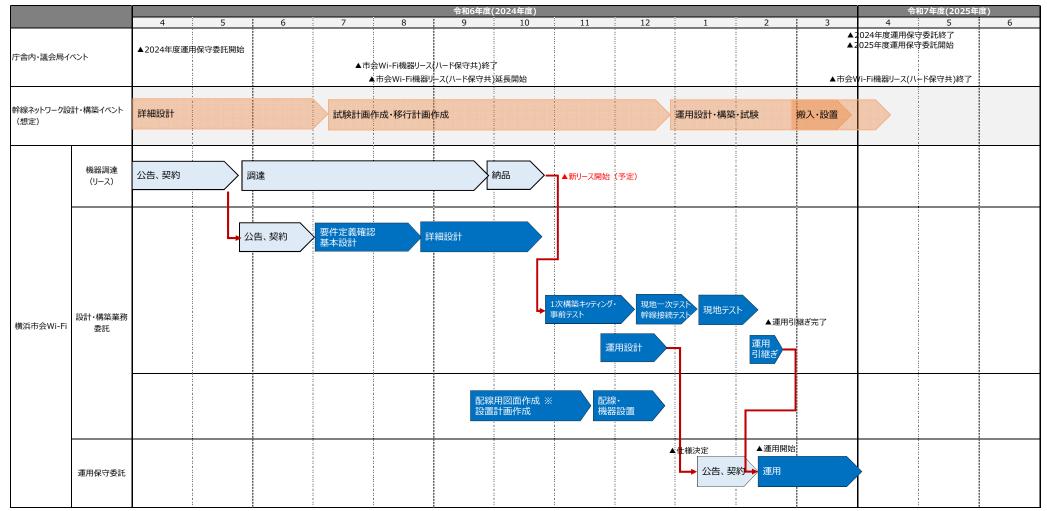


別紙2 想定機器一覧

下記に含まれないケーブル等は本件委託事業者にて準備すること。

No	機器区分	型番	備考	数量
1	無線アクセスポイント	LCW9115IAA		66
2	無線アクセスポイント※議場エリア用	LCW9120EAA		4
3	自己診断型アンテナ	LCWANT1K1		4
4	無線LANコントローラ	LCW980CA1		2
5	19インチラックマウントトレイ	LCW98RM1		1
6	PoEスイッチ	LCD9CB2A1		12
7	WAN/サーバスイッチ(L2スイッチ)	LCD10G08T2		3
8	19インチラックマウントトレイ	LCS296RM1		3
9	UTM	FSPKP044	5年各種ライセンス含む	2
10	PA-400ラックマウントトレイ	PAN-PA-400-RACKTRAY		1
11	運用端末(パソコン)	FMVA0D009		1
12	ESET NOD32アンチウイルス	CMJ-ND17-041	5年1ライセンス	1
13	NetAttest EPS Virtual Appliance	EPS-ST06A-V	100~5000ID対応版	1
14	NetAttest EPS ユーザーライセンス	EPS-SU-L-1K-60M		400
15	LogStare Collector Pro	LSCPRORUN-01	年間ライセンス	5
16	ESET Server Security for Linux/	CMJ-EA07-E42	5年1ライセンス	1
10	Windows Server	CMD-LA07-L42	341 24 622	1
17	仮想サーバ	PYR2536R2N		1
18	ラックレールキット	PYBRR0B		1
19	電源1ニット(900W)	PYBPU902		2
20	電源ケーブル(AC100V対応/3m)	PYBCBP102		2
21	ServerView Suite DVD(Tools) & ドキュメント	PYBSVT3		1
22	Xeon Silver 4314 7° 🛮 tฃป- (2.40GHz、16	PYBCP62XJ		1
22	⊒₹、24MB)×1	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		
23	メモリ-8GB (8GB 3200 RDIMM×1)	PYBME08SJ		6
24	内蔵DVD-ROMユニット(Ultra Slim)	PYBDV121		1
25	SASアレイコントローラカード(8ポート/2GBキャッシュ/SAS 12Gbps)	PYBSR3C52L		1
26	12GDps) 内蔵2.5インチSAS HDD-600GB (10krpm)	PYBSH601EB		5
27	ポート拡張オプション (1000BASE-T×4)	PYBLA274U		1
28	小型OADG+-ボート(106+-/USB)	PY-KBU1R2		1
29	USBマウス(光学式)	PY-MSU201		1
30	VMware vSphere 8 Standard 1CPU	VS8-STD-SK-TLSS-5Y-C		16

【別紙3】横浜市庁舎市会Wi-Fi(横浜市会Wi-Fi)設計・構築委託 想定スケジュール



委託契約約款

(総則)

- 第1条 委託者及び受託者は、この約款(契約書を含む。以下同じ。)に基づき、設計図書(別添の設計書、仕様書、図面、現場説明書及びこれらの図書に対する質問回答書をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この約款及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。
- 2 受託者は、契約書記載の契約の履行を履行期間内に全部 完了(設計図書に定めがある場合は、契約の履行の目的物 の引渡しを含む。以下同じ。)し、委託者は、その契約代 金を支払うものとする。
- 3 履行方法その他契約を履行するために必要な一切の手段 については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場 合を除き、受託者がその責任において定める。
- 4 受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。
- 5 この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる 言語は、日本語とする。
- 7 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする.
- 8 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる 計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計 量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
- 9 この約款及び設計図書における期間の定めについては 民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48 号)の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、専属管轄を除くほか、 委託者の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。
- 12 受託者が共同企業体を結成している場合においては、委託者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、委託者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該共同企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受託者は、委託者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。(内訳書及び工程表)
- 第2条 受託者は、この契約書を提出する際に設計図書に基づいて、内訳書を作成し、委託者に提出しなければならない。 ただし、別添の設計書に内訳を記載することによりこれに代えることができる。
- 2 受託者は、この契約締結後5日(横浜市の休日を定める 条例(平成3年12月横浜市条例第54号)第1条第1項に規定す る本市の休日を除く。)以内に、設計図書に基づいて、工 程表を作成し、委託者に提出しなければならない。ただし、

委託者が必要がないと認めたときは、省略することができ ス

3 内訳書及び工程表は、委託者及び受託者を拘束するものではない。

(着手届出)

第3条 受託者は、この契約締結後5日 (横浜市の休日を定める条例(平成3年12月横浜市条例第54号)第1条第1項に規定する本市の休日を除く。) 以内に、契約履行着手届出書を、委託者に提出しなければならない。ただし、委託者が必要がないと認めたときは、省略することができる。

(権利義務の譲渡等の制限)

- 第4条 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第 三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に 供してはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を 得た場合は、この限りでない。
- 2 受託者は、契約の履行の目的物並びに材料のうち第11条 第2項の規定による検査に合格したもの及び第32条第4項 の規定による部分払のための確認を受けたものを第三者に 譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供して はならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場 合は、この限りでない。

(著作権の譲渡等)

- 第5条 受託者は、契約の履行の目的物が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下この条において「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。)を当該著作物の引渡時に委託者に無償で譲渡するものとする。ただし、受託者がこの契約の締結前から権利を有している著作物の著作権は、受託者に留保するものとし、この著作物を改変、翻案又は翻訳することにより作成された著作物の著作権は、当該著作権の引渡時に受託者が当該権利の一部を委託者に無償で譲渡することにより、委託者と受託者の共有とするものとする。
- 2 委託者は、契約の履行の目的物が著作物に該当するとしないとにかかわらず、当該契約の履行の目的物の内容を受託者の承諾なく自由に公表することができ、また、当該契約の履行の目的物が著作物に該当する場合には、受託者が承諾したときに限り、既に受託者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- 3 受託者は、契約の履行の目的物が著作物に該当する場合において、委託者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意するものとする。また、委託者は、契約の履行の目的物が著作物に該当しない場合には、当該契約の履行の目的物の内容を受託者の承諾なく自由に改変することができる。
- 4 受託者は、契約の履行の目的物(契約を履行する上で得られた記録等を含む。)が著作物に該当するとしないとにかかわらず、委託者が承諾した場合には、当該契約の履行

- の目的物を使用又は複製し、また、第1条第4項の規定に かかわらず当該契約の履行の目的物の内容を公表すること ができる。
- 5 受託者は、第1項ただし書の規定により共有となった著作物を第三者に提供する場合においては、あらかじめ、委託者の承諾を得なければならない。この場合において、承諾の内容は、委託者と受託者とが協議して定める。
- 6 委託者は、受託者が契約の履行の目的物の作成に当たって開発したプログラム(著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。)及びデータベース(著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。)について、受託者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。
- 7 受託者は、次条第1項ただし書の規定により第三者に委任し、又は請け負わせる場合には、前各号に定める規定を 当該第三者が遵守するように必要な措置を講じなければな らない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

- 第6条 受託者は、契約の履行の全部又は主たる部分を一括 して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただ し、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りで ない。
- 2 受託者は、契約の履行において下請負契約を締結した場合は、下請負人の商号又は名称その他委託者の定める事項を、すみやかに委託者に通知しなければならない。 (特許権等の使用)
- 第7条 受託者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、委託者がその材料、履行方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受託者がその存在を知らなかったときは、委託者は、受託者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(特許権等の発明等)

- 第8条 受託者は、契約の履行に当たり、特許権等の対象と なるべき発明又は考案をした場合には、委託者に通知しな ければならない。
- 2 前項の場合において、当該特許権等の取得のための手続 及び権利の帰属等に関する詳細については、委託者と受託 者とが協議して定めるものとする。

(現場責任者等)

第9条 受託者は、この契約の履行に当たり、現場責任者を 定め、契約締結後5日(横浜市の休日を定める条例(平成3 年12月横浜市条例第54号)第1条第1項に規定する本市の休 日を除く。)以内に、その氏名その他必要な事項を委託者 に通知しなければならない。現場責任者を変更した場合も 同様とする。

- 2 現場責任者は、この契約の履行に関して従事者を指揮監督するものとする。
- 3 受託者は、この契約の履行の着手前に、契約の履行に従 事する者の氏名その他必要な事項を委託者に通知しなけれ ばならない。

(監督員)

- 第9条の2 委託者は、監督員を置いたときは、その氏名を受託者に通知しなければならない。監督員を変更したときも、同様とする。ただし、市長、水道事業管理者又は交通事業管理者が、それぞれの権限(他の者に委任している場合は、当該受任者の権限を含むものとする。)に属する契約について特に定めた場合には、その氏名を受託者に通知しなくてよいものとする。
- 2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの 約款に基づく委託者の権限とされる事項のうち委託者が 必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に 定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
 - (1) この契約の履行についての受託者又は受託者の現場 責任者に対する指示、承諾又は協議
 - (2) この契約の履行の進捗の確認、設計図書の記載内容 と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査
- 3 委託者は、2人以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく委託者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受託者に通知しなければならない。
- 4 委託者が監督員を置いたときは、受託者は、この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって委託者に到達したものとみなす。
- 5 委託者が監督員を置かないときは、この約款に定める 監督員の権限は、委託者に帰属する。

(履行の報告)

- 第10条 受託者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について、委託者に報告しなければならない。 (材料の品質、検査等)
- 第11条 受託者は、設計図書に品質が明示されていない材料 については、中等の品質を有するものを使用しなければな らない。
- 2 受託者は、設計図書において委託者の検査(確認を含む。 以下この条において同じ。)を受けて使用すべきものと指 定された材料については、当該検査に合格したものを使用 しなければならない。この場合において、検査に直接必要 な費用は、受託者の負担とする。
- 3 委託者は、受託者から前項の検査を求められたときは、 当該請求を受けた日から7日以内に、これに応じなければ ならない。

(支給材料及び貸与品)

- 第12条 委託者から受託者に支給する材料(以下「支給材料」という。)及び貸与する機械器具(以下「貸与品」という。)の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。
- 2 委託者は、支給材料又は貸与品を受託者の立会いの上、 委託者の負担において、検査して引き渡さなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、 品質、規格又は性能が設計書の定めと異なり、又は使用に 適当でないと認めたときは、受託者は、遅滞なく、その旨 を委託者に通知しなければならない。
- 3 受託者は、材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた日から7日以内に、委託者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 委託者は、受託者から第2項後段の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能を変更しなければならない。
- 5 委託者は、前項の規定にかかわらず、受託者に対して、 その理由を明示して、当該支給材料又は貸与品の使用を求 めることができる。
- 6 委託者は、必要があると認めるときは、支給材料又は貸 与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又 は引渡時期を変更することができる。
- 7 委託者は、前3項の場合において、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受託者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。
- 9 受託者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの(第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。)があり、使用に適当でないと認めたときは、直ちに、その旨を委託者に通知しなければならない。この場合においては、第4項、第5項及び第7項の規定を準用する。
- 10 受託者は、契約の履行の全部の完了、設計図書の変更等 によって不用となった支給材料又は貸与品を、設計図書に 定めるところにより、委託者に返還しなければならない。
- 11 受託者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が減失し、若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、委託者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。
- 12 受託者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に 明示されていないときは、委託者の指示に従わなければな らない。

(設計図書に不適合な場合の措置等)

- 第13条 受託者は、契約の履行が設計図書に適合しない場合 において、委託者が、再履行その他の措置を請求したとき は、これに従わなければならない。
- 2 委託者は、前項の不適合が委託者の指示による等委託者 の責めに帰すべき理由による場合であって、必要があると 認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託 者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければな らない。

(条件変更等)

- 第14条 受託者は、契約の履行に当たり、次の各号のいずれ かに該当する事実を発見したときは、直ちに、その旨を委 託者に通知し、その確認を求めなければならない。
 - (1) 設計図書の表示が明確でないこと (設計書、図面、仕様書、現場説明書及びこれらの図書に対する質問回答書が交互符合しないこと、並びに設計図書に誤り又は漏れがあることを含む。)。
 - (2) 履行場所の形状、地質、湧水等の状態、履行上の制約 等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件と実際の履行場所の状態が一致しないこと。
 - (3) 設計図書で明示されていない履行条件について、予期 することのできない特別の状態が生じたこと。
- 2 委託者は、前項の確認を求められたとき、又は自ら同項 各号に掲げる事実を発見したときは、受託者の立会いの上、 直ちに、調査を行わなければならない。ただし、受託者が 立会いに応じない場合には、受託者の立会いを得ずに調査 を行うことができる。
- 3 委託者は、前項の規定による調査について、受託者の意見を聴いた上、当該調査の結果(これに対して執るべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)をとりまとめ、当該調査の終了後14日以内に、受託者に通知しなければならない。ただし、委託者は、当該期間内に受託者に通知することができないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受託者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果、第1項各号に掲げる事実が委託者及 び受託者によって確認された場合において、必要があると 認められるときは、次に掲げるところにより、設計図書を 訂正し、又は変更しなければならない。
 - (1) 第1項第1号に該当し 委託者が行う。 、設計図書を訂正する場
 - (2) 第1項第2号又は第3 委託者が行う。 号に該当し、設計図書を 変更する場合で、契約の 履行の内容の変更を伴う もの
 - (3) 第1項第2号又は第3 号に該当し、設計図書を 変更する場合で、契約の

委託者と受託者とが協議して行う。

履行の内容の変更を伴わ ないもの

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更を行った場合 において、委託者は、必要があると認められるときは履行 期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたと きは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第15条 委託者は、前条第4項に定めるものを除くほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更の内容を受託者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、委託者は、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(代替方法等の提案)

- 第16条 受託者は、設計図書等について、技術的又は経済的 に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案した ときは、委託者に対して、当該発見又は発案に基づき設計 図書等の変更を提案することができる。
- 2 委託者は、前項に規定する受託者の提案を受けた場合に おいて、必要があると認めるときは、設計図書等の変更を 受託者に通知しなければならない。
- 3 委託者は、前項の規定により設計図書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は契約代金額を変更しなければならない。

(契約の履行の一時中止)

- 第17条 履行場所等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、火災その他の自然的若しくは人為的な事象(以下「天災等」という。)であって受託者の責めに帰すことができないものにより、契約の履行の目的物等に損害を生じ、若しくは履行場所の状態が変動したため、受託者が契約を履行できないと認められるときは、委託者は、契約の履行の一時中止の内容を直ちに受託者に通知して、契約の履行の全部又は一部を一時中止させなければならない。
- 2 委託者は、前項に定めるものを除くほか、必要があると 認めるときは、契約の履行の全部又は一部を一時中止させ ることができる。
- 3 委託者は、前2項の規定により契約の履行を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者が契約の履行の続行に備え履行場所を維持し、又は従事者、機械器具等を保持するための費用等の契約の履行の一時中止に伴う増加費用を必要としたときその他受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の延長)

第18条 受託者は、その責めに帰すことができない理由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により、委託者に履行期間の延長を請求することができる。

2 委託者は、前項の規定による請求があった場合において、 必要があると認められるときは、履行期間を延長しなけれ ばならない。委託者は、その履行期間の延長が委託者の責 めに帰すべき理由による場合においては、契約代金額につ いて必要と認められる変更を行い、又は受託者に損害を及 ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。 (履行期間の短縮等)

第19条 委託者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、受託者に対して、履行期間の短縮を求めることができる。

- 2 委託者は、この約款の他の条項の規定により履行期間を 延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長 する履行期間について、受託者に通常必要とされる履行期 間に満たない履行期間への変更を請求することができる。
- 3 前2項の場合において、委託者は、必要があると認められるときは契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更の方法)

- 第20条 第12条第7項 (同条第9項後段において準用する場合を含む。)、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第16条第3項、第17条第3項、第18条第2項又は前条第1項若しくは第2項の規定による履行期間の変更については、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から14日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、履行期間を変更し、受託者に通知するものとする。
- 2 前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知する。

(契約代金額等の変更の方法)

- 第21条 第12条第7項 (同条第9項後段において準用する場合を含む。)、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第16条第3項、第17条第3項、第18条第2項又は第19条第3項の規定による契約代金額の変更については、契約締結時の価格を基礎として、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、契約代金額を変更し、受託者に通知するものとする。
- 2 前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知するものとする。
- 3 第12条第7項(同条第9項後段において準用する場合を含む。)、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第17条第3項、第18条第2項、第19条第3項、第23条第4項、第24条ただし書又は第30条第3項の規定により委託者が負担する費用の額については、委託者と受託者とが協議して定める

(賃金又は物価の変動に基づく契約代金額の変更)

第22条 委託者又は受託者は、契約期間内で委託契約締結の 日から12月を経過した後に、日本国内における賃金水準又 は物価水準の変動により契約代金額が不適当となったと認 めたときは、相手方に対して契約代金額の変更を請求する ことができる。

- 2 委託者又は受託者は、前項の規定による請求があったときは、変動前委託代金額(契約代金額から当該請求時の履行済部分に相応する委託代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。)と変動後委託代金額(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前委託代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。)との差額のうち、変動前委託代金額の1,000分の15を超える額につき、契約代金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前委託代金額及び変動後委託代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき委託者と受託者が協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、変動前委託代金額及び変動後委託代金額を定め、受託者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により契約代金額の変更を行った後、再度行うことができる。この場合においては、同項中「委託契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく契約代金額変更の基準とした日」と読み替えるものとする
- 5 特別な要因により履行期間内に主要な材料の日本国内に おける価格に著しい変動を生じ、契約代金額が不適当とな ったときは、委託者又は受託者は、契約代金額の変更を求 めることができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、履行期間内 に日本国内において急激なインフレーション又はデフレー ションを生じ、契約代金額が著しく不適当となったときは、 委託者又は受託者は、前項の規定にかかわらず、契約代金 額の変更を求めることができる。
- 7 前2項の規定による請求があった場合において、当該契 約代金額の変更については、委託者と受託者とが協議して 定める。ただし、当該協議の開始の日から21日以内に当該 協議が成立しない場合には、委託者は、契約代金額を変更 し、受託者に通知するものとする。
- 8 前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知する。

(臨機の措置)

- 第23条 受託者は、災害防止等のため必要があると認めると きは、臨機の措置を執らなければならない。この場合にお いて、必要があると認めるときは、受託者は、あらかじめ、 委託者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむ を得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 受託者は、前項の場合においては、その執った措置の内容について委託者に直ちに通知しなければならない。
- 3 委託者は、災害の防止その他契約の履行上特に必要があると認めるときは、受託者に対して臨機の措置を執ることを請求することができる。
- 4 受託者が第1項又は前項の規定により臨機の措置を執った場合は、当該措置に要した費用のうち、受託者が契約代金額の範囲内において負担することが適当でないと認めら

れる部分については、委託者がこれを負担する。 (一般的損害)

第24条 契約の履行について生じた損害(次条第1項又は第 2項に規定する損害を除く。)は、受託者の負担とする。 ただし、当該損害のうち委託者の責めに帰すべき理由によ り生じたもの(設計図書に定めるところにより付された保 険によりてん補された部分を除く。)については、委託者 がこれを負担しなければならない。

(第三者に及ぼした損害)

- 第25条 契約の履行について第三者に損害を及ぼしたときは、 次項に定める場合を除き、受託者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち委託者の責めに帰すべき理由により生じたもの(設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。)については、委託者がこれを負担しなければならない。ただし、受託者がその材料又は指示が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。
- 2 契約の履行に伴い通常避けることができない騒音、振動、 地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害(設 計図書に定めるところにより付された保険によりてん補さ れた部分を除く。)を及ぼしたときは、委託者がその損害 を負担しなければならない。ただし、その損害のうち契約 の履行につき受託者が善良な管理者の注意義務を怠ったこ とにより生じたものについては、受託者がこれを負担しな ければならない。
- 3 前2項の場合その他契約の履行について第三者との間に 紛争を生じた場合においては、委託者と受託者とが協議し てその処理解決にあたるものとする。

(契約代金額の変更に代える設計図書の変更)

- 第26条 委託者は、第12条第7項(同条第9項後段において 準用する場合を含む。)、第13条第2項、第14条第5項、第 15条、第16条第3項、第17条第3項、第18条第2項、第19 条第3項、第22条第1項、第5項若しくは第6項、第23条 第4項、第24条又は第30条第3項の規定により契約代金額 を変更すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、変更すべき契約代金額又は負担す べき費用の全部又は一部に代えて設計図書を変更すること ができる。この場合において、設計図書の変更の内容は、 委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の 日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者 は、設計図書の変更の内容を定め、受託者に通知するもの とする。
- 2 前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知する。

(中間検査)

第27条 受託者は、契約の履行に関し、委託者が必要と認めるときは、契約の履行の完了前に、受託者の立会いの上、 委託者の検査を受けなければならない。この場合において、 検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、 委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者がこれを負担しなければならない。

- 2 中間検査の実施の期日及び場所は、委託者と受託者とが協議して定める。
- 3 受託者は、中間検査の期日までに、当該検査に係る準備を完了しなければならない。
- 4 受託者は、正当な理由なく中間検査に立ち会わなかった ときは、中間検査の結果について異議を申し出ることがで きない。

(完了検査)

- 第28条 受託者は、契約の履行の全部が完了したときは、遅滞なく、その旨を委託者に通知しなければならない。
- 2 委託者は、前項の規定による通知を受けたときは、その 日から起算して10日以内に、受託者の立会いの上、契約の 履行の全部の完了を確認するための検査を完了しなければ ならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、 受託者の負担とする。ただし、委託者の故意又は過失によ り、過分の費用を要した分については、委託者がこれを負 担しなければならない。
- 3 受託者は、契約の履行の内容が前項の規定による検査に 合格しないときは、直ちに、必要な措置を執った上、委託 者の検査を受けなければならない。この場合においては、 必要な措置の完了を契約の履行の全部の完了とみなして前 2項の規定を適用する。

(契約代金の支払)

- 第29条 受託者は、前条第2項(同条第3項後段の規定により適用される場合を含む。第3項において同じ。)の規定による検査に合格したときは、委託者に契約代金の支払を請求することができる。
- 2 委託者は、前項の規定による請求を受けたときは、その 日から起算して30日以内に契約代金を支払わなければなら ない。
- 3 委託者がその責めに帰すべき理由により前条第2項に規定する期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの日数は、前項の期間(以下この項において「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(消費税等率変動に伴う契約代金額の変更)

第29条の2 消費税法(昭和63年法律第108号)等の改正等によって消費税等率に変動が生じた場合は、特段の変更手続を行うことなく、相当額を加減したものを契約代金額とする。ただし、国が定める経過措置等が適用され、消費税等額に変動が生じない場合には、当該経過措置等の取扱いに従うものとする。

(完了検査前の使用)

第30条 委託者は、第28条第2項の規定による検査前においても、契約の履行の目的物の全部又は一部を受託者の承諾

- を得て使用することができる。
- 2 前項の場合においては、委託者は、その使用部分を善良 な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 委託者は、第1項の規定による使用により受託者に損害 を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。 (前金払)
- 第31条 受託者は、別に定めるところにより、前払金の支払 を委託者に請求することができる。

(部分払及び部分検査)

- 第32条 受託者は、契約の履行の全部の完了前に、履行済部 分に相応する契約代金額について、次項以下に定めるとこ ろにより、委託者に対して、部分払を請求することができ る
- 2 部分払の回数及び時期は、あらかじめ委託者の指定するところによる。
- 3 受託者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る契約の履行の完了部分の確認を委託者に請求しなければならない。
- 4 委託者は、前項の規定による確認の請求があったときは、 当該請求を受けた日から起算して10日以内に、受託者の立 会いの上、設計図書に定めるところにより、当該確認をす るための検査を行わなければならない。この場合において、 検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、 委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分につ いては、委託者が負担しなければならない。
- 5 受託者は、契約の履行の内容が前項の規定による検査に 合格しないときは、直ちに、必要な措置を執った上、委託 者の検査を受けなければならない。この場合においては、 必要な措置の完了を契約の履行の全部の完了とみなして前 2項の規定を適用する。
- 6 受託者は、第4項の規定による検査に合格したときは、 委託者に部分払を請求することができる。この場合におい て、委託者は、当該請求があった日から起算して30日以内 に部分払金を支払わなければならない。

(部分払金の不払に対する契約の履行の中止)

- 第33条 受託者は、委託者が前条の規定に基づく支払を遅延 し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわら ず支払をしないときは、契約の履行の全部又は一部の履行 を一時中止することができる。この場合においては、受託 者は、直ちにその旨を委託者に通知しなければならない。
- 2 委託者は、前項の規定により受託者が契約の履行を中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは契約代金額を変更し、又は受託者が契約の履行の続行に備え履行場所を維持し若しくは従事者、機械器具等を保持するための費用その他の契約の履行の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第34条 委託者は、契約の履行の目的物が種類、品質又は数

量に関して契約の内容に適合しないもの(以下、「契約不適合」という。) であるときは、受託者に対して当該契約不適合の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を求めることができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、委託者は、当該履行の追完を求めることができない。

- 2 前項の場合において、受託者は、委託者に不相当な負担を課するものでないときは、委託者が請求した方法と 異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、委託者が相当の期間を定めて 履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がない ときは、委託者は、その不適合の程度に応じて代金の減 額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれ かに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金 の減額を請求することができる。
 - (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 受託者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 契約の履行の目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、委託者がこの項の規定 による催告をしても履行の追完を受ける見込みがない ことが明らかであるとき。

(委託者の催告による解除権)

- 第35条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当する ときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期 間内に履行がないときは、この契約を解除することができ る。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履 行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微である ときは、この限りではない。
 - (1) 正当な理由なく、契約の履行に着手すべき期日を過ぎ ても着手しないとき。
 - (2) 履行期間内に契約の履行の全部を完了しないとき又は 履行期間経過後相当の期間内に契約の履行の全部を完了 する見込みが明らかにないと認められるとき。
 - (3) 第9条に規定する現場責任者を設置しなかったとき。
 - (4) 正当な理由なく、第34条第1項の履行の追完がなされないとき又は同条第3項に規定する代金の減額がなされないとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。 (委託者の催告によらない解除権)
- 第36条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当する ときは、直ちにこの契約の解除をすることができる。
 - (1) 第4条の規定に違反し、この契約により生ずる権利又 は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はそ の権利を担保に供したとき。
- (2) この契約の履行の全部を完了させることができないこと

- が明らかであるとき。
- (3) 受託者がこの契約の履行の全部の完了を拒絶する意思を 明確に表示したとき。
- (4) 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者 がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示 した場合において、残存する部分のみでは契約をした 目的を達することができないとき。
- (5) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の 日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目 的を達することができない場合において、受託者が履 行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行を せず、委託者が前条の催告をしても契約をした目的を 達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明 らかであるとき。
- (7) 契約の履行に当たって法令の規定により必要な許可又は 認可等を失ったとき。
- (8) 経営状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき。
- (9) 第39条又は第40条の規定によらないで契約の解除を申し 出たとき。
- (10) 受託者が第44条の2第1項各号のいずれかに該当した とき。
- 第36条の2 委託者は、神奈川県警察本部長からの通知又 は回答により、受託者が次の各号のいずれかに該当する ときは、この契約を解除することができる。
 - (1) 横浜市暴力団排除条例(平成23年12月横浜市条例第51号。以下、本条において、「条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下、「暴力団」という。)、条例第2条第4号に規定する暴力団員等(以下、「暴力団員等」という。)、条例第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であるとき。
 - (2) 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第23条第1項又は第2項に違反している事実があるとき。
 - (3) 受託者が、この契約に関して、下請負契約又は資材、 原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方 が第1号又は第2号のいずれかに該当することを知り ながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (4) 受託者が、この契約に関して、第1号又は第2号のいずれかに該当する者を下請負契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(第3号に該当する場合を除く。)に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。
 - (5) 受託者が、この契約に関して、第1号又は第2号の いずれかに該当する者に契約代金債権を譲渡したとき。
- 2 受託者が共同企業体の場合にあっては、前項の規定は

その構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

- 3 第1項の規定により、委託者が契約を解除した場合に おいては、受託者は、契約代金額の10分の1に相当する 額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなけ ればならない。ただし、地方自治法第234条の3に基づく 長期継続契約においては、この条における契約代金額を、 契約代金の総額と読み替える。
- 4 前項の場合において、受託者が共同企業体であるときは、構成員は、連帯して委託者に支払わなければならない。

(委託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第37条 第35条又は第36条各号に定める場合が委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、委託者は、前2条の規定による解除をすることができない。 (委託者の任意解除権)

第38条 委託者は、契約の履行が完了しない間は、第35条、 第36条及び第36条の2に規定する場合のほか、必要がある ときは、この契約を解除することができる。

(受託者の催告による解除権)

第39条 受託者は、委託者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

(受託者の催告によらない解除権)

- 第40条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、 直ちにこの契約を解除することができる。
 - (1) 第15条の規定により設計図書を変更したため契約代金 額が3分の2以上増減(消費税等率の変動に伴う金額の 増減は含まない。)したとき。
 - (2) 第17条の規定によるこの契約の履行の中止が履行期間の10分の5 (履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月)を超えたとき。ただし、中止が契約の履行の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の契約の履行が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
 - (3) 委託者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。
- 2 受託者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合に おいて、損害があるときは、その損害の賠償を委託者に請 求することができる。

(受託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第41条 第39条又は第40条各号に定める場合が受託者の責め に帰すべき事由によるものであるときは、受託者は、前二 条の規定による解除をすることができない。

(合意解除)

第42条 委託者は、必要があると認めるときは、第35条から

前条までの規定にかかわらず、契約の相手方と協議して、 契約の全部又は一部を解除することができる。

(解除に伴う措置)

- 第43条 委託者は、第35条、第36条、第36条の2、第39条、 第40条又は第42条の規定によりこの契約が解除された場合 においては、契約の履行の完了部分を検査の上、当該検査 に合格した部分に相応する契約代金を受託者に支払わなけ ればならない。この場合において、検査に直接要する費用 は、受託者の負担とする。
- 2 前項の場合において、第31条の規定による前金払があったときは、当該前払金の額(第32条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額)を前項の契約の履行の完了部分に相応する契約代金額から控除する。この場合において、受託者は、支払済みの前払金になお余剰があるときは、次の各号に定めるところにより、その余剰金を委託者に返還しなければならない。
 - (1) 解除が第35条、第 36条又は第36条の2 の規定に基づくとき。

当該余剰金に、前払金の支 払の日から返還の日までの日 数に応じ、契約日における、 政府契約の支払遅延防止等に 関する法律(昭和24年法律第 256号)第8条第1項の規定に 基づき財務大臣が決定する率 を乗じて計算した額(計算して求めた額の全額が100円未 満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその 端数を切り捨てるものとす る。)の利息を付した額

(2) 解除が第38条、第39条、第40条又は第42条の規定に基づく

とき。

- 当該余剰額
- 3 受託者は、この契約が解除になった場合において、支給 材料があるときは、第1項の契約の履行の完了部分の検査 に合格した部分に使用されているものを除き、委託者に返 還しなければならない。この場合において、当該支給材料 が受託者の故意又は過失により滅失し、若しくはき損した とき、その返還が不可能となったとき、又は契約の履行の 完了部分の検査に合格しなかった部分に使用されていると きは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返 還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 4 受託者は、この契約が解除になった場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を委託者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受託者の故意又は過失により滅失し、若しくはき損したとき、又はその返還が不可能となったときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなけれ

ばならない。

- 5 受託者は、この契約が解除になった場合において、履行場所に受託者が所有し、又は管理する材料、機械器具その他の物件(下請負人が所有し、又は管理するこれらの物件及び前2項の材料又は貸与品のうち委託者に返還しないものを含む。)があるときは、受託者は、当該物件を撤去するとともに、当該履行場所を修復し、取り片付けて、委託者に明け渡さなければならない。
- 6 前項の場合において、受託者が正当な理由なく、相当の 期間内に当該物件を撤去せず、又は履行場所等の修復若し くは取片付けを行わないときは、委託者は、受託者に代わ って当該物件を処分し、履行場所等の修復若しくは取片付 けを行うことができる。この場合においては、受託者は、 委託者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申 し出ることができず、また、委託者の処分又は修復若しく は取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 7 第3項前段又は第4項前段の規定により受託者が支給材料又は貸与品を返還する場合の期限、方法等については、次の各号に定めるところによる。
 - (1) 解除が第35条、第 委託者が定める。第36条又は第36条の2の規定に基づくとき。
 - (2) 解除が第38条、第 受託者が委託者の意見を聴 39条、第40条又は第 いて定める。42条の規定に基づくとき。
- 8 第3項後段、第4項後段及び第5項の規定により受託者 が執るべき措置の期限、方法等については、委託者が受託 者の意見を聴いて定めるものとする。

(委託者の損害賠償請求等)

- 第44条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当する 場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することが できる。
 - (1) 受託者の責めに帰すべき理由により履行期間内に契約 の履行の全部を完了することができないとき
 - (2) この契約の履行の目的物に契約不適合があるとき
 - (3) 第35条又は第36条の規定により、この契約が解除されたとき。
 - (4) 前各号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 前項第1号の損害金の額は、契約代金額に、遅延日数に応じ、この契約の締結時における国の債権の管理等に関する法律施行令 (昭和31年政令第337号) 第29条第1項に規定する財務大臣が定める率 (年当たりの割合は、閏(じゅん)年の日を含む期間についても、365日の割合とする。)で計算した額を乗じて計算した額(計算して求めた額の全額が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。)とする。こ

- の場合において、委託者が認めた履行済部分に相応する契約代金額は控除するものとする。ただし、全部の履行がなされなければ契約の目的が達せられないときは、この限りでない。なお、遅延日数は、委託者の責めに帰すべき理由による日数を控除したものとする。また、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に基づく長期継続契約においては、この条における契約代金額を、履行期間の始期から履行期間の満了までの契約代金の総額(以下「契約代金の総額」という。)と読み替える。
- 3 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受託者は、第1項の損害賠償に代えて、契約代金額の10分の1に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約においては、この条における契約代金額を、契約代金の総額と読み替える。
 - (1) 第35条又は第36条の規定により契約の履行の全部の完 了前に契約が解除された場合
 - (2) 契約の履行の全部の完了前に、受託者がその債務の履行を拒否し、又は、受託者の責めに帰すべき事由によって 受託者の債務について履行不能となった場合
- 4 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項 第2号に該当する場合とみなす。
 - (1) 受託者について破産法 (平成16年法律第75号) の規定 による破産手続開始の決定があった場合において、同法の 規定により選任された破産管財人
 - (2) 受託者について会社更生法(平成14年法律第154号) の規定による更生手続開始の決定があった場合において、 同法の規定により選任された管財人
 - (3) 受託者について民事再生法(平成11年法律第225号) の規定による再生手続開始の決定があった場合において、 同法の規定により選任された再生債務者等
- 5 第1項及び第3項各号に定める場合(第4項の規定により同項各号が第3項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第3項各号の規定は適用しない。 (談合等不正行為に対する措置)
- 第44条の2 受託者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、該当した時点における契約代金額の10分の2に相当する額を損害賠償金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約においては、この条における契約代金額を、契約代金の総額と読み替える。
- (1) 受託者又は受託者を構成事業者とする私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第2条第2項の事業者団体(以下「受託者等」という。)が、この契約について独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反したとして、受託者等に対する独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規

- 定に基づく排除措置命令(以下「排除措置命令」という。) 又は独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)が確定したとき(確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。)。
- (2) 前号に掲げるもののほか、確定した排除措置命令又は納付命令(独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたものを含む。次号において同じ。)により、受託者等が、この契約について独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされたとき。
- (3) 確定した排除措置命令又は納付命令により、受託者等に 独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為 があったとされた期間及び当該行為の対象となった取引分 野が示された場合(この契約が示された場合を除く。)に おいて、当該期間にこの契約の入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、この契約が当該取引分野 に該当するものであるとき。
- (4) 受託者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。) の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止 法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑 が確定したとき。
- 2 前項の規定は、この契約による業務が完了した後においても同様とする。
- 3 第1項に規定する場合において、受託者が共同企業体であり、既に解散しているときは、委託者は、受託者の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金を請求することができる。この場合において、受託者の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して当該賠償金を支払わなければならない。

(受託者の損害賠償請求等)

- 第45条 受託者は、委託者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして委託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
- (1) 第38条、第39条又は第40条の規定によりこの契約が解除 されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 委託者の責めに帰すべき理由により、第29条又は第32条の規定による契約代金の支払が遅れた場合においては、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額(計算して求めた額の全額が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。)の遅延利息の支払を委託者に請求することができる。

(契約不適合責任期間)

- 第46条 受託者が契約の履行の目的物に関して契約の内容に 適合しない目的物を委託者に引き渡した場合において、委 託者がその不適合を知った時から1年以内にその旨を受託 者に通知しないときは、委託者は、その不適合を理由とし て、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請 求又は契約の解除をすることができない。ただし、受託者 が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によっ て知らなかったときは、この限りでない。
- 2 前項の規定にかかわらず、委託者の権利の行使ができる 期間について仕様書等で別段の定めをした場合は、その仕 様書等の定めるところによる。
- 3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等、当該請求等の根拠を示して、委託者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 4 委託者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る 請求等が可能な期間(以下、この項「契約不適合期間」と いう。)の内に契約不適合を知り、その旨を受託者に通知 した場合において、委託者が通知から1年が経過する日ま でに前項に規定する請求等をしたときは、契約不適合期間 の内に請求等をしたものとみなす。
- 5 委託者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、 当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時 効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を することができる。
- 6 前各項の規定は、契約不適合が受託者の故意又は重過失 により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に 関する受託者の責任については、民法の定めるところによ る。
- 7 第1項の規定は、契約の履行の目的物の契約不適合が支給材料の性質又は委託者の指示により生じたものであるときは、委託者は契約不適合を理由として、請求等をすることができない。ただし、受託者がその材料又は指示が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(暴力団等からの不当介入の排除)

- 第47条 受託者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力 団員等からの不当介入を受けた場合は、遅滞なく委託者に 報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な 協力をしなければならない。
- 2 受託者は、前項の不当介入を受けたことにより、履行期間に遅れが生じるおそれがある場合は、委託者と履行期間に関する協議を行わなければならない。その結果、履行期間に遅れが生じると認められたときは、第18条の規定により、委託者に履行期間延長の請求を行うものとする。
- 3 受託者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員 等からの不当介入による被害を受けた場合には、その旨を 直ちに委託者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄

の警察署に提出しなければならない。

4 受託者は、前項の被害により履行期間に遅れが生じるお それがある場合は、委託者と履行期間に関する協議を行わ なければならない。その結果、履行期間に遅れが生じると 認められたときは、第18条の規定により、委託者に履行期 間延長の請求を行うものとする。

(相殺)

第48条 委託者は、この契約に基づいて委託者が負う債務を この契約又は他の契約に基づいて受託者が負う債務と相殺 することができる。

(概算契約)

- 第49条 この契約書に概算契約である旨の記載がある契約(以下この条において「概算契約」という。)にあっては、設計図書記載の数量及び契約書記載の契約代金額は概算であり、増減することがある。この場合にあっては、本市が支払う金額は、履行期間内の実際の履行数量に契約書又は内訳書に記載した単価を乗じた金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額とする。
- 2 概算契約においては、第44条中「契約代金額」は「履行期間内の実際の履行数量に契約書又は内訳書に記載した単価を乗じた金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額」と読み替える。

(補則)

第50条 この約款に定めのない事項については、横浜市契約規則(昭和39年3月横浜市規則第59号)(水道事業管理者の権限に属する契約にあっては「横浜市水道局契約規程(平成20年3月水道局規程第7号)第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあっては「横浜市交通局契約規程(平成20年3月交通局規程第11号)第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と読み替えるものとする。)の定めるところによるほか、必要に応じて、委託者と受託者とが協議して定める。

電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項

(情報を取り扱う際の基本的事項)

- 第1条 この特記事項(以下「特記事項」という。)は、委託契約約款(以下「約款」という。)の特記条項として、電子計算機処理等の委託契約に関する 横浜市(以下「委託者」という。)が保有する情報の取扱いについて、必要な 事項を定めるものである。
- 2 情報を電子計算機処理等により取り扱う者(以下「受託者」という。)は、情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務(以下「本件業務」という。)を遂行するための情報の取扱いに当たっては、委託者の業務に支障が生じることのないよう、適正に取り扱わなければならない。

(定義)

- 第2条 特記事項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 電子計算機処理等 電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。ただし、専ら文章を作成するための処理、専ら文書図画の内容を記録するための処理、製販その他の専ら印刷物を制作するための処理及び専ら文書図画の内容の伝達を電気通信の方法により行うための処理を除く。
- (2) 不開示情報 横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年条 例第1号)第7条第2項に規定する不開示情報をいう。
- (3) 不開示資料等 不開示情報が記録された、文書、図画、写真、フィルム 及び雷磁的記録をいう。

(適正な管理)

- 第3条 受託者は、本件業務に係る情報の漏えい、滅失、毀損及び改ざん等 (以下「漏えい等」という。)の防止その他の情報の適正な管理のために必要 な措置を講じなければならない。
- 2 受託者は、情報の取扱いに関する規程類を整備するとともに、情報の適正な管理を実施する者として本件業務に係る情報の管理責任者を選任しなければならない。
- 3 受託者は、電子計算機を設置する場所、情報を保管する場所その他の情報を取り扱う場所(以下「作業場所」という。)を定めるとともに、作業場所に係る入退室の規制、防災・防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。
- 4 受託者は、本件業務に着手する前に前3項に定める管理責任体制及び安全対策その他の安全管理措置について、委託者に報告しなければならない。
- 5 受託者は、前項の規定により報告した事項に関し、委託者が理由を示して 異議を申し出た場合には、当該異議に関する事項を変更しなければならな い。この場合において、当該変更に経費を要するときは、その費用負担は委 託者と受託者とが協議して決定する。

(従事者の監督)

第4条 受託者は、本件業務に従事している者が、本件業務に関して知り得た 不開示情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう、必 要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除さ れた後においても同様とする。

(収集の制限)

第5条 受託者は、本件業務を遂行するために必要な範囲内で、適正かつ公 正な手段により情報を収集しなければならない。

(禁止事項)

- 第6条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があった場合を除き、本 件業務に係る情報に関し、次に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 本件業務を処理する目的以外での利用
- (2) 複写又は複製(作業場所内において効率的に作業を進めるためにやむを得ないものを除く)
- (3) 作業場所の外への持ち出し

(再委託の禁止等)

- 第7条 受託者は、本件業務を遂行するための不開示情報を自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受託者は、前項ただし書の承諾を得て、本件業務に係る情報を第三者に 取り扱わせる場合には、情報の保護に関し、特記事項と同等の内容及び委 託者が指示する事項について、当該第三者(会社法(平成17年法律第86 号)第2条第1項第3号の子会社を含む。以下「再受託者」という。)との間で 約定しなければならない。2以上の段階にわたる委託(以下「再々委託等」と いう。)を行う場合も、この例によるべきことを再受託者又はこれに類する者に 求めなければならない。
- 3 再受託者が本件業務に係る情報を第三者に取り扱わせる場合にあっては、受託者は、当該第三者(会社法第2条第1項第3号の子会社を含む。)における情報の取扱いに係る管理体制をあらかじめ確認し、当該確認内容を委託者に報告し、委託者の書面による承諾を受けた上でなければ、第1項ただし書の承諾に相当する承諾をしてはならない。再々委託等を行う場合も、同様とする。
- 4 業務内容が定型的であり、かつ、情報の漏えい等の危険性が低いものとして委託者が別に定める業務の委託(再委託及び再々委託等(以下「再委託等」と総称する。)を含む。)については、委託者が別に定める事項をあらかじ

- め委託者に報告した場合には、第1項ただし書の承諾及び前項に規定する 受託者による承諾を要しない。
- 5 第3条第5項の規定は、前項に規定する報告について準用する。

(不開示資料等の返還等)

- 第8条 受託者は、本件業務を遂行するために委託者から貸与され、又は受 託者が収集し、複製し、若しくは作成した不開示資料等を、業務の遂行上使 用しないこととなったとき又はこの契約が終了したとき若しくは解除されたとき は、委託者の指示に従い、直ちに委託者に返還し、若しくは引き渡し、若しく は消去し、又はその他の方法により処理(以下「返還等」という。) するものと
- 2 前項の場合において、委託者が当該不開示資料等の消去又はその他の方法による処理を指示した場合は、復元困難な消去、焼却、シュレッダー等による裁断等当該情報が第三者の利用に供されることのない方法によらなければならない。
- 3 第1項の場合において、受託者が正当な理由なく指定された期限内に不 開示資料等の返還等をしないときは、委託者は、受託者に代わって当該不 開示資料等を回収し、又は廃棄することができる。この場合において、受託 者は、委託者の回収又は廃棄について異議を申し出ることができず、委託 者の回収又は廃棄に要した費用を負担しなければならない。

(報告及び検査)

- 第9条 委託者は、情報を保護するために必要な限度において、委託契約期間中、受託者に対して、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。
- 2 委託者は、委託契約期間中必要と認めた場合は、情報の管理の状況及び 委託業務の履行状況について、作業場所において検査することができる。
- 3 前2項の場合において、報告又は検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の事情により、過分の費用を要した分については、 委託者が負担する。

(事故発生時等における報告)

第10条 受託者は、委託者の提供した情報並びに受託者及び再受託者が本件業務のために収集した情報について、火災その他の災害、盗難、漏えい、改ざん、破壊、コンピュータウイルスによる被害、不正な利用、不正アクセス等の事故が生じたとき、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(引渡し)

第11条 受託者は、約款第28条第2項の規定による検査(以下「検査」という。)に合格したときは、直ちに、契約の履行の目的物を納品書を添えて委託者の指定する場所に納入するものとし、納入が完了した時をもって契約の履行の目的物の引渡しを完了したものとする。

(契約の解除及び損害の賠償)

- 第12条 委託者は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、又は 受託者に対して損害賠償を請求することができる。
- (1) 本件業務を遂行するために受託者が取り扱う不開示情報について、受託者の責に帰すべき理由による漏えい等があったとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、特記事項に違反し、本件業務の目的を達成することができないと認められるとき。
- 2 前項第1号の不開示情報の漏えい等に伴う損害賠償その他の一切の責任は、不開示情報の漏えい等が、受託者が再委託等をし、当該再委託等先において発生した場合であっても、当該受託者が負うものとする。
- 3 委託者は、受託者が検査に不合格となったときは、この契約を解除することができる。

(著作権等の取扱い)

- 第13条 この契約により作成される成果物の著作権等の取扱いについては、 約款第5条の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによる。
- (1) 受託者は、著作権法(昭和45年法律第48号)第21条(複製権)、第26条の3(貸与権)、第27条(翻訳権、翻案権等)及び第28条(二次的著作物の利用に関する原著作者の権利)に規定する権利を、目的物の引渡し時に委託者に無償で譲渡するものとする。
- (2) 委託者は、著作権法第20条(同一性保持権)第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、この契約により作成される目的物を改変し、任意の著作者名で任意に公表できるものとする。
- (3) 受託者は、委託者の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第 18条(公表権)及び第19条(氏名表示権)を行使することができないものと する
- (4) 受託者がこの契約の締結前から権利を有している著作物の著作権は、 受託者に留保されるものとする。この場合において、受託者は、委託者に 対し、当該著作物について、委託者が契約の履行の目的物を使用するた めに必要な範囲で、著作権法に基づく利用を無償で許諾するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、著作物の利用について設計図書で別段の定めをした場合には、その図書の定めに従うものとする。
- 3 受託者は、この契約によるすべての成果物が、第三者の著作権、特許権その他の権利を侵害していないことを保証するものとする。ただし、委託者の責に帰すべき事由に起因する権利侵害となる場合は、この限りではない。

(最近改正:令和5年4月1日)

横浜市会個人情報取扱特記事項

(令和5年4月)

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 横浜市(以下「委託者」という。)がこの特記事項が付帯する契約(以下「この契約」という。)において横浜市会が保有する個人情報を取り扱わせる者(以下「受託者」という。)は、個人情報の重要性を認識し、この契約による事務(以下「本件事務」という。)を処理するに当たっては、横浜市会個人情報の保護に関する条例(令和5年2月横浜市条例第6号)その他の関係法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な管理)

- 第2条 受託者は、本件事務に係る個人情報の漏えい、滅失、毀損及び改ざん等(以下「漏えい等」という。)の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 2 受託者は、個人情報の取扱いに関する規程類を整備するとともに、本件事務に係る個人 情報の管理責任者を選任しなければならない。
- 3 受託者は、個人情報を取り扱う場所及び保管する場所(以下「作業場所」という。)を 定めるとともに、作業場所に係る入退室の規制、防災・防犯対策その他の安全対策を講じ なければならない。
- 4 受託者は、本件事務に係る個人情報の取扱いに着手する前に前3項に定める管理責任体制、安全対策その他の安全管理措置について、安全管理措置報告書(第1号様式)により委託者に報告しなければならない。
- 5 受託者は、前項の規定により報告した事項に関し、委託者が理由を示して異議を申し出た場合には、当該異議に関する事項を変更しなければならない。この場合において、当該変更に経費を要するときは、その費用負担は委託者と受託者とが協議して決定する。

(従事者の監督)

第3条 受託者は、本件事務の処理に従事している者が本件事務に関して知り得た個人情報 をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わな ければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第4条 受託者は、本件事務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により 個人情報を収集しなければならない。

(禁止事項)

- 第5条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があった場合を除き、本件事務に係る 個人情報に関し、次に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 本件事務を処理する目的以外での利用
 - (2) 複写又は複製(作業場所内において効率的に作業を進めるためにやむを得ないものを

除く。)

③ 作業場所の外への持ち出し

(再委託の禁止等)

- 第6条 受託者は、本件事務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、第三者に 取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の書面による承諾を得た場合はこ の限りでない。
- 2 受託者は、前項ただし書の承諾を得て、本件事務に係る個人情報を第三者に取り扱わせる場合には、個人情報の保護に関し、この特記事項と同等の内容及び委託者が指示する事項について、当該第三者(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号の子会社を含む。以下「再受託者」という。)との間で約定しなければならない。2以上の段階にわたる委託(以下「再々委託等」という。)を行う場合も、この例によるべきことを再受託者又はこれに類する者に求めなければならない。
- 3 再受託者が本件事務に係る個人情報を第三者に取り扱わせる場合にあっては、受託者は、 当該第三者(会社法第2条第1項第3号の子会社を含む。以下「再々受託者」という。) における個人情報の取扱いに係る管理体制をあらかじめ確認し、当該確認内容を委託者に 報告し、委託者の書面による承諾を受けた上でなければ、第1項ただし書の承諾に相当す る承諾をしてはならない。再々委託等を行う場合も、同様とする。
- 4 業務内容が定型的であり、かつ、個人情報の漏えい等の危険性が低いものとして委託者が別に定める業務の委託(再委託及び再々委託等(以下「再委託等」と総称する。)を含む。)については、委託者が別に定める事項をあらかじめ委託者に報告した場合には、第1項ただし書の承諾及び前項に規定する受託者による承諾を要しない。
- 5 第2条第5項の規定は、前項に規定する報告について準用する。 (個人情報が記録された資料等の返還等)
- 第7条 受託者は、本件事務を処理するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、 複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、業務の遂行上使用しないこと となったとき又はこの契約が終了したとき若しくは解除されたときは、委託者の指示に従 い、直ちに委託者に返還し、若しくは引き渡し、若しくは消去し、又はその他の方法によ り処理するものとする。

(報告及び検査)

- 第8条 委託者は、個人情報を保護するために必要な限度において、委託契約期間中、受託者に対し、個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について報告を求めることができる。
- 2 委託者は、個人情報を保護するために必要な限度において、委託契約期間中少なくとも 1年に一度、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、原則として作業場所に おいて検査するものとする。
- 3 前2項の場合において、報告、資料の提出又は検査に直接必要な費用は、受託者の負担 とする。ただし、委託者の事情により過分の費用を要した分については、委託者が負担す る。

(事故発生時等における報告)

第9条 受託者は、個人情報の漏えい等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。この契約が終了し、 又は解除された後においても同様とする。

(研修実施報告書の提出)

- 第10条 受託者は、従事者に対し、個人情報を取り扱う場合に従事者が遵守すべき事項、 横浜市会個人情報の保護に関する条例その他の関係法令等に基づく罰則の内容及び個人 情報の漏えい等が生じた際に負う民事上の責任についての研修を実施し、研修実施報告書 (第2号様式)を委託者に提出しなければならない。
- 2 受託者は、個人情報を取り扱う事務を再受託者に委託する場合には、再受託者に対し、 前項の研修を実施させ、同項の研修実施報告書を受託者に提出させなければならない。
- 3 前項の場合において、受託者は、再受託者から提出された研修実施報告書を委託者に提 出しなければならない。

(契約の解除及び損害の賠償)

- 第 11 条 委託者は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、又は受託者に対して損害賠償の請求をすることができる。
 - (1) 本件事務を処理するために受託者が取り扱う個人情報について、受託者の責に帰すべき理由による個人情報の漏えい等があったとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、この特記事項に違反し、本件事務の目的を達成することができないと認められるとき。
- 2 前項第1号の個人情報の漏えい等に伴う損害賠償その他の一切の責任は、個人情報の漏 えい等が、受託者が再委託等をし当該再委託等先において発生した場合であっても、当該 受託者が負うものとする。

安全管理措置報告書

				<u> </u>	
	調査	項	目		内容
1	業者名				
					i競争入札有資格者 □その他())
				□横浜市	f出資法人(条例第 条)
2	業務の作業	美担当	部署名		
3	業務の現場	易責任	者役職名		
4	業務の個別	人情報	取扱者の		
	人数				
5	個人情報係	呆護関	連資格等	□Pマー	-ク □ISMS
				□その他の	1の資格()
				□個人情	「報関係の損害保険に加入
		→ → 44. \	HH) [1		
6	個人情報的	呆護に	関する社		情報の使用、保存、廃棄等に関する管理規程 - 1977 というに対しておければいます。
	内規程等				青報漏えい・紛失・滅失・盗難等事故時の対応規程・マニュアル等
					「報保護について従業員との雇用契約や誓約書等に明記 、
					1.の規程()))))
				□規程な	
7	個人情報係	呆護に	関する研	□個人情報	報保護に関する研修・教育を実施(年 回/従業員1人につき)
,	修・教育	14021-	DG 7 9 91	□その他	
					,
8	個人情報的				
	検・検査・	・監査	の方法等		
	温さい然の	市安全	N 44 C+ 411 411	7	2 a 於 の 中 穴
9 Г					プル等の内容
	(1) 対応規				
	等が <u>あ</u>	る場合	Ĺ	内 容	
	(2) 対応規				等の事案が発生した場合にどのような対応を取るのかについて、な
	等が <u>な</u>	い場合	Ĺ	るべく具作	.体的に記載していください。)
				1	

10 個人情報を取り扱う作業場 ※ 作業を実施機関の施設	所の管理体制 内部のみで行い、かつ、受託者が、実施機関所有のPC、タブレット等の電子
	へ部のみで打い、から、受託者が、美施機関所有のPC、タブレット等の電子 合には記入不要です。作業を実施機関の施設内部のみで行い、かつ、受託者所
	る場合には、(2)電磁媒体の項目、(4)及び(5)を記入してください。
T-	作業期間中の入室可能人数
理	□上記4の作業者のみ
	□作業者以外の入室可(□上記外名 □その他)
	入退室者名及び時刻の記録
	□なし (施錠のみ、身分証提示のみ等) □あり □用紙記入
	□ I Cカード等により I D等をシステムに記録
	□カメラや生体認証等により特定個人の入退室時刻を記録
	□その他(
	□その他(
(2) 個人情報の保管場所	紙媒体 □鍵付き書庫 □耐火金庫 □専用の保管室
	電磁媒体 □鍵付き書庫 □耐火金庫 □専用の保管室
	□その他(
 (3) 作業施設の防災体制	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □
(3) 作来地议以例次评制	□市时監視 □№回監視 □順欠構造 □兄辰・前辰構造 □その他()
(4) 個人棲却の海伽土汁	紙媒体
(4) 個人情報の運搬方法	
	電磁媒体
(5) 個人情報の廃棄方法	紙媒体
	電磁媒体
(6) 施設外で作業を行う	
場合の個人情報保護対	
策(行う場合のみ記入)	

11 電算処理における個人情報	報保護対策	
※紙媒体しか取り扱わな	い業務を行う場合は記入不要です。	
(1) 作業を行う機器	□限定している(ノート型台、デスクトップ型台)	
	□限定していない	
(2) 外部との接続	□作業機器は外部との接続をしていない	
	□作業機器は外部と接続している	
	接続方法:□インターネット □専用回線 □その他()
	通信の暗号化:□している □していない	
(3) アクセス制限	□ⅠD・パスワード付与によりアクセス制限をしている	
	IDの設定方法()
	パスワードの付け方()
	□ⅠD・パスワード付与によりアクセス制限をしていない	
(4) 不正アクセスを検知	□あり(検知システムの概要:)
するシステムの有無	ロなし	
(5) マルウェアを検知す	□あり(検知システムの概要:)
るシステムの有無	ロなし	,
(6) ソフトウェアの更新	□常に最新のものに自動アップデートするものとなっている	
)
(7) アクセスログ	□アクセスログをとっている (年保存)	
	□アクセスログをとっていない	
(0) 法居时办学 72以上		
(8) 停電時のデータ消去	□無停電電源装置 □電源の二重化 □その他(,
防止対策	□なし)
(9) その他の対策		
(9) *C 0 / IE 0 / XI X		
10 月月によりよて伊人佳却の	│ │□あり	
12 外国における個人情報の 取扱いの有無	□めり□外国のサーバ上に個人情報が保存されているが、外国のサーバ	しての個
双极 V 10 7 有 無	人情報の取扱いはない	上(沙個
	□ 外国のサーバ上に個人情報が保存されており、外国のサーバ上·	で個人情
	報を取り扱っている	く回ノく旧
	日なし	
	※「あり」の場合は、以下も記入してください。	
(1) 個人情報の取扱いが		
ある外国の名称		
(2) 当該外国における個		
人情報の制度・保護措置		
等		

年 月 日

(提出先)

横浜市契約事務受任者

(提出者)

団体名

責任者職氏名

研修実施報告書·誓約書

横浜市会個人情報の保護に関する条例第10条第2項の規定により準用される同条第1項に定める措置の一環として、横浜市会の個人情報を取り扱う事務に従事する者に対し、個人情報を取り扱う場合に遵守すべき事項並びに横浜市会個人情報の保護に関する条例その他の関係法令等に基づく罰則の内容及び漏えい等の事故が発生した場合の民事上の責任についての研修を実施しましたので、別紙(全 枚)のとおり報告いたします。

横浜市会個人情報の保護に関する条例その他の関係法令等及び横浜市会個人情報取扱特記事項を遵守し、並びに従事者にも遵守させ、個人情報を適切に取り扱うことを誓約いたします。

研修実施明細書

本件業務の委託に当たり、受託者として従事者に実施した個人情報保護に係る研修の明細は、次のとおりです。

研修受講日	所	属	担 当 業 務	氏	名
					(

(A4)